

令和 9 年度社会福祉施設等の施設整備に係る補助事業説明資料

- 1 国庫補助制度の概要について
- 2 国庫補助制度の現状について
- 3 優先される整備事業について
- 4 国庫補助制度の仕組みについて
- 5 国庫補助手続きのスケジュールとその留意事項について
- 6 説明会 Q & A（別添）

1. 国庫補助制度の概要について

本補助制度は、国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」及び「次世代育成支援対策施設整備交付金」を活用し、社会福祉法人等が行う障害福祉サービス事業所等の施設整備に要する経費の一部について、県の予算の範囲内で補助を行うものです。

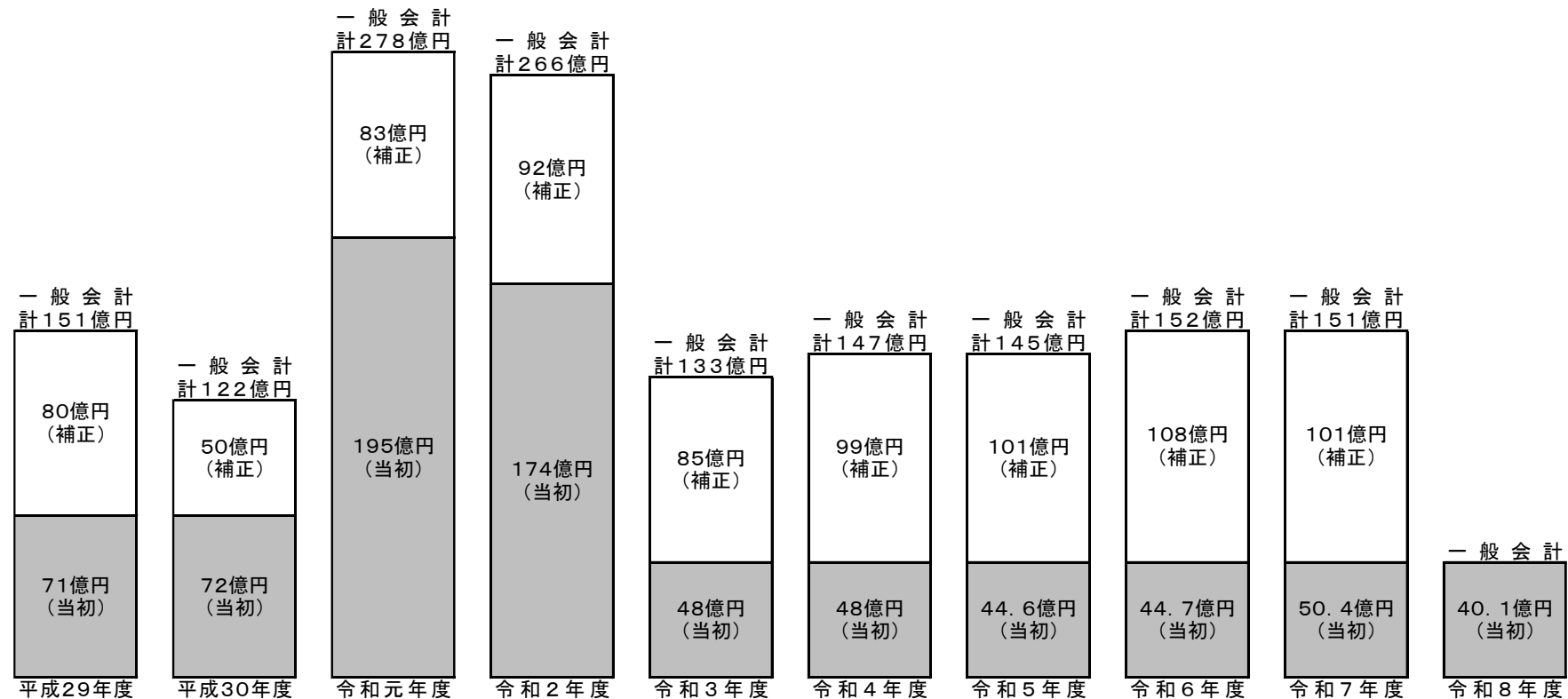
但し、金沢市に所在する事業所の整備については、金沢市が費用の助成を行う主体となります。

令和5年4月1日のこども家庭庁創設に伴い、障害児施設等の整備は国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」から「次世代育成支援対策施設整備交付金」の対象となりました。

2. 国庫補助制度の現状について

※社会福祉施設等整備費補助金を基に記載

(1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の近年の予算の動向



- ・ 社会福祉施設等施設整備費補助金の国予算額に対して県内の要望数が多いため、採択は厳しい状況
- ・ 平成30年度の補正予算と平成31年度の当初予算及び令和2年度の当初予算は、防災・減災、国土強靱化計画のための3か年緊急対策における耐震化整備等も含めて予算計上された
- ・ 令和2年度の補正予算からは、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策における耐災害性強化を図る整備等も含めて予算計上された

(2) 補助案件の厳選

国の予算が限られるため、国は県（金沢市）に対し、次のことを指示している。

① 国庫補助の協議（※）案件については、単年度事業を原則とし、真に緊急性及び必要性の高い案件に厳選すること

（※）県が国からの補助金の交付を受けるために、国に整備案件を説明し、国の審査を受けること

② 単に希望者や待機者数を把握するだけでなく、施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、整備の目的・計画に具体性があること（ニーズ調査の必須化）

③ 国庫補助を受けて整備した施設の利用見込みを十分に精査すること

※ 国庫補助により整備した障害福祉施設等においてサービスの一部が休止されているなど、利用者に十分に利用されていない事態が会計検査院により指摘されたため（H25）

※ サービスの趣旨、利用者、指定基準、報酬、財務状況等を十分検討し、着実に実施できること

3. 優先される整備事業について

限られた予算を有効に活用するため、国は次の事業を優先的な整備対象としており、県（金沢市）に国庫協議の際に整備案件を順位付けするよう求めている。これを受けて、県（金沢市）においても、全整備案件に順位を付け、国へ協議しているところである。

○優先される整備事業（具体例は次ページのとおり）

- 1 利用者の安全確保のための整備（感染症対策含む）
- 2 今後もニーズの拡大が見込まれるサービスに係る整備
- 3 県内のサービス基盤の強化を図る整備
- 4 利用者の利便性等に配慮した整備

(1) 優先される整備事業（具体例）

	項 目	整 備 内 容 例
1	利用者の安全確保や ウイルス感染症対策に係る整備	建築後の経過年数が耐用年数を超えるなどの老朽化施設等を建て替えるもの（耐震化を含む）
		安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀の改修整備を行うもの
		災害時の入所施設等における安全確保のために非常用自家発電設備や給水設備の整備を行うもの
		危険区域（地すべり防止危険箇所等）に所在する施設等を移転するもの
		アスベストの除去等の整備を図るもの
		消防設備に係るもの（スプリンクラー設備等）
		防犯対策の強化に係るもの（防犯カメラ、非常通報装置設置等）
		ウイルス感染症等に係る多床室の個室化のための整備、換気設備整備
2	今後もニーズの拡大 が見込まれるサービスに係る整備	家族がウイルス感染症等に感染し濃厚接触者となった障害児者の短期入所のための整備
		精神科病院からの退院患者を受け入れるグループホームの整備
		医療的ケア児者にかかるレスパイト短期入所のための整備
		発達障害児、重症心身障害児または医療的ケア児などを地域で支援するために障害児通所支援の充実を図る整備
		居宅支援機能（グループホーム等）と地域支援機能（地域相談支援等）を一体的に整備した地域生活支援拠点（※）の整備 ※地域生活支援拠点は、第7期（R6年度～R8年度）の市町障害福祉計画及び 県障害福祉計画に位置付けられていることが必要
3	県内のサービス基盤 の強化を図る整備	県内各圏域のサービス基盤整備の不足を補う整備等 （例：能登北部圏域における整備等）
4	利用者の利便性等に 配慮した整備	中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効利用を図るもの
		施設の木造化や木製品の積極的利用など、環境に配慮した整備

上記の内容は、令和8年度の国庫補助協議時に国が示した優先整備事業の一例であり、令和9年度協議時には、これらの内容の変更等もあり得る。

(2) 協議できない整備事業

項 目	整 備 内 容 例
利用者の安全面でのリスクを伴う整備	土砂災害等の警戒区域における事業所等の整備 ※災害レッドゾーン（後述）に該当する場合も要相談

(3) より具体的な説明が求められる整備事業

項 目	詳 細
障害者総合支援法の趣旨に合致しない整備	・ 同一敷地内での日中活動系サービス事業所とグループホームの整備 ・ 同一敷地内でのグループホームの複数棟整備 （合計定員が10名を超えるもの） → なぜ整備が必要なのか、代替方法の検討状況など、具体的な説明が必要
整備の必要性	・ エレベーター等設置整備 → 歩行困難な者が現に入居している又は入居の予定が明らかである場合に限る ・ 障害（児）福祉計画において充足しているサービスの追加 → 充足している地域でさらに整備する必要性の説明が必要

4. 国庫補助制度の仕組みについて

県及び金沢市では、現状のサービス基盤を維持しつつ、増加するサービスのニーズに対応するため、国庫補助を活用した補助制度により、施設整備に取り組んでいる。補助制度の概要は次のとおり。

(1) 補助者（費用の助成を行う主体）

- ・ 金沢市に所在する事業所の整備 … 金沢市
- ・ 金沢市外に所在する事業所の整備 … 石川県

補助者及びその窓口は、整備を行う事業所の所在（予定）地に応じて異なる

(2) 対象事業者（補助協議を行うことのできる事業者）（県の定める基準）

事業所の区分	協議を行うことのできる条件（①～③を全て満たすもの）
障害福祉サービス事業所 障害者支援施設 障害児通所支援事業所 障害児入所施設	①所在する市町の整備方針に合致し、了承を得られるものであること （市町障害（児）福祉計画に合致すること） ②次の事業のいずれかの経営実績を5年以上有する事業者であること ・ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業 ・ 児童福祉法に基づく児童福祉事業 ・ 介護保険法に基づく介護サービス事業 ③協議年度の前年度決算が赤字でないこと

(3) 補助の方式

- ・事業者の施設整備に係る費用の一部を補助金により助成

(4) 補助金の算出方法

- ・国庫補助基準単価（※1）又は交付基礎点数を上限として、
補助対象経費（※2）の3／4の額

（1, 000円未満の端数が生じる場合は切り捨て）

※1 「社会福祉施設等施設整備費国庫補助に関する通知」
（社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について）を参照

※2 補助対象経費は次のとおり

- ・施設の整備に必要な工事請負費
（設備の整備に係る費用等は対象外。ただし、施設と一体的に整備される設備であって、地方厚生局長が認めるものを除く）
- ・工事事務費（工事施工に要する旅費、消耗品費、設計監理料など）
ただし、工事請負費の2.6％に相当する額を限度とする

補助金の算出例：グループホーム創設の場合

(単位：千円)

補助対象経費			補助対象経費 計の 3 / 4	国庫補助基準 額	補助金の額 (BとCの小さい方)	事業者負担 総額-D
工事請負費	工事事務費	A	B	C	D	
ケース①	25,000	実際 2,000	総額 27,000	グループホーム 33,000	19,237	7,763
	+	(A × 2.6%) 650	補助対象経費計 25,650 × 3 / 4 =			
ケース②	50,000	実際 2,000	総額 52,000	グループホーム 33,000	33,000	19,000
	+	(A × 2.6%) 1,300	補助対象経費計 51,300 × 3 / 4 =			
ケース③	50,000	実際 2,000	総額 52,000	計 40,200	38,475	13,525
	+	(A × 2.6%) 1,300	補助対象経費計 51,300 × 3 / 4 =	グループホーム 33,000 短期入所整備加算 7,200		

※ ケース③は、グループホームに加え短期入所事業(定員2名)を実施する場合。

補助金額は、BとCを比べて小さい方の額

B：工事請負費と工事事務費（工事請負費の2.6%を上限）の合計額の3 / 4

C：国庫補助基準額（「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」を参照）

(5) 国庫補助の対象となる工事区分（障害福祉関係施設に限る）

	障害福祉サービス事業所※1 障害者支援施設 児童福祉施設※3 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	居宅介護事業所※2 就労選択支援事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 相談支援事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所	短期入所事業所 共同生活援助事業所	福祉ホーム
創設 新たに施設を整備すること	○	○	○	×
増築 既存施設の現在定員の増員を図るための整備	○	○	○	×
改築 既存施設の改築整備(一部改築を含む)	○	○	○	×
大規模修繕(改修) 既存建物の改修工事 (詳細は国通知による)	○	○	○ (賃貸物件を含む) 総事業費の範囲:30~1,000万円	×
スプリンクラー等設備整備 スプリンクラー等消防設備の整備(詳細は国通知による)	○ (賃貸物件を含む) 総事業費の範囲:30~500万円	×	×	○ (大規模修繕で対応可)
老朽民間社会福祉施設整備 老朽化した施設の建替整備 (詳細は国通知による)	○	×	×	○
応急仮設施設整備 既存建物の立替等に伴う仮設施設の整備(詳細は国通知による)	○	○	○	×
避難スペース整備 災害時に活用される避難スペースの整備(詳細は国通知による)	○	×	○	×

※1 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る

※2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護を指す

※3 障害児入所施設、児童発達支援センター（福祉型・医療型含む）

【補足①：補助対象とならない経費について】

次の費用は、補助対象経費とならない。

- ・ 土地の買収又は整地に要する費用（地盤改良費など）
- ・ 職員の宿舎に要する費用
- ・ その他の施設整備費として適当と認められない費用

例 1：カーテン、電話・FAX、音響設備、網戸、エアコン(埋込型を除く)、消火器等の設備の経費

⇒ 建物に固定されておらず、取り外し可能な備品に該当するようなもの

例 2：駐車場の舗装、フェンスの設置、自立型の外灯の設置等の外構工事費

⇒ 建物とは接着せず、別に独立して整備されている設備等の費用

- ・ 官庁申請手続等の申請事務代行費用

例：電力申請費や消防申請費、検査立会費など

【補足②：補助対象外の工事がある場合の共通仮設費等の按分について】

外構工事など補助対象外の工事が事業費に含まれる場合、共通仮設費や諸経費のような「共通経費」についても按分し、補助対象経費から除く必要がある。

例： 総事業費 45,000 千円のうち、外構工事 5,000 千円を含む場合の補助対象経費

※共通項目は、「補助対象（又は補助対象外）工事／工事全体」の比率で按分する

（単位：千円）

総事業費 45,000

【内訳】 建築工事 38,000 → 補助対象（88.4%）

外構工事 5,000 → 補助対象外（11.6%）

43,000 …工事全体（100%）

共通仮設費等

2,000

按分

補助対象… × 88.4% = 1,768

補助対象外… × 11.6% = 232

補助対象経費計： 39,768 千円 計

補助対象外経費計： 5,232 千円 計

【補足③：具体例で補助金額を試算】

補助金額は、前述 3. (4)「補助金の算出方法」により計算するが、実際には、補助対象外経費の確認や、工事事務費の計算なども必要である。

【グループホーム創設を利用して試算】

(単位：千円)

	<u>総事業費</u>	<u>50,000</u>		<u>補助対象経費</u>	<u>44,791</u>
	内 訳			内 訳	
工事費	建築工事	43,000		建築工事	43,000 … A
	外構工事	5,000		外構工事	0 (補助対象外)
	共通仮設費	2,000	→	共通仮設費	1,791 … B
					
工事事務費	設計管理費	2,000		設計管理費	1,164 ((A + B) × 2.6%)

【補助金額は？ → ①・②のうち少ない方の額】

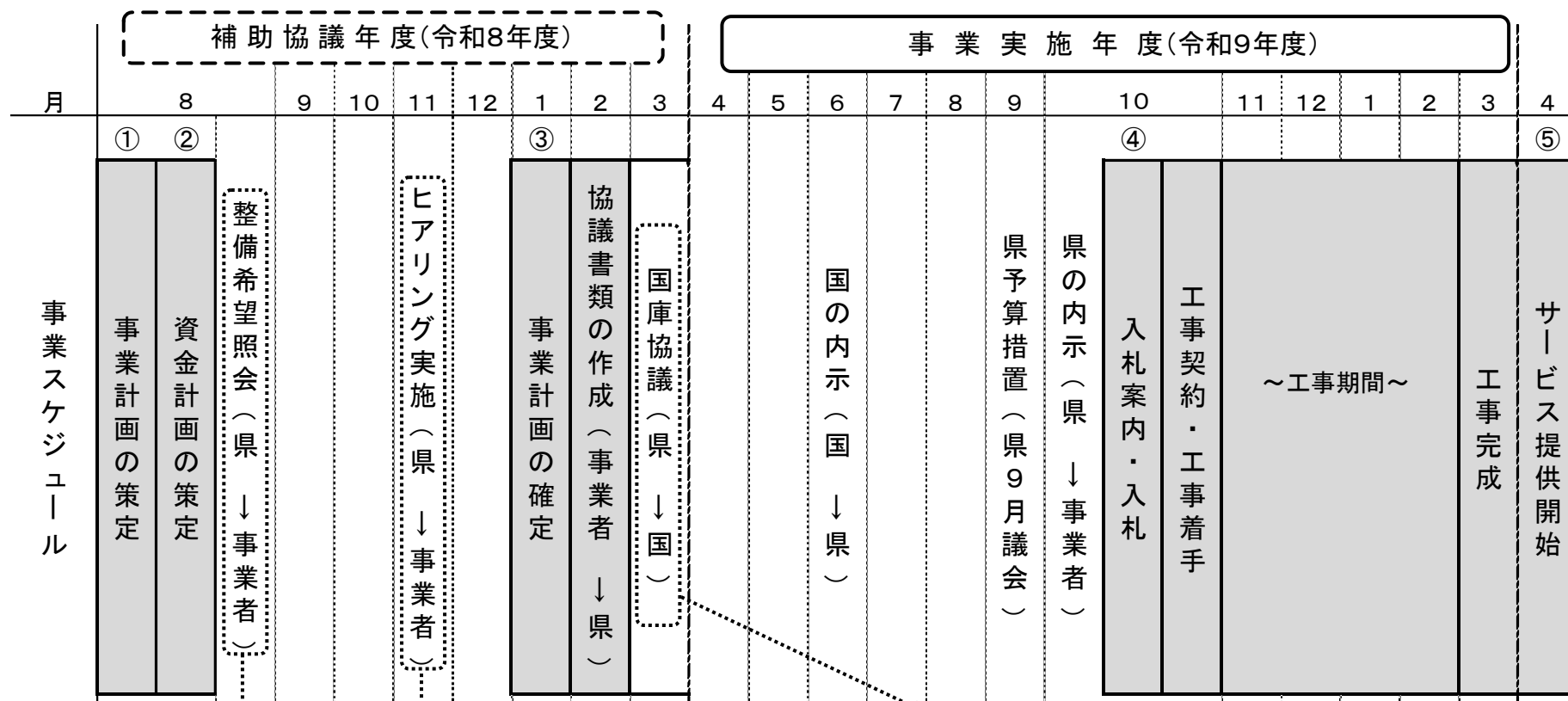
① グループホーム新築の補助基準単価：33,000 千円

② 補助対象経費 45,955 千円 × 3 / 4 = 34,466 千円 (千円未満切捨て)

補助金額 = 33,000 千円

5. 国庫補助手続きのスケジュールと留意事項について

(1) スケジュールの例（国の予算措置状況により変動有）



<必要書類>

- ・ 工事図面
- ・ 見積書（概算可）
- ・ 整備予定地の見取図

<必要書類>

- ・ 工事図面
- ・ 見積書
- ・ 事業開始後の3ヵ年の収支見込書
- ・ 工事工程表
- ・ ニーズ調査結果（定員増の整備の場合）
- ・ 定款
- ・ その他別途指示する書類

<必要書類>

- ・ 見積書（修繕の場合は合見積要）
- ・ 整備予定地詳細図
- ・ 工事工程表
- ・ 平面図（部屋別面積表含む）
- ・ 用地関係資料
- ・ 現状写真
- ・ 法人役員履歴書
- ・ 予算書及び決算書
- ・ ニーズ調査結果（定員増の整備の場合）
- ・ 整備予定市町の意見書
- ・ その他別途指示する書類

(2) ① 事業計画（8月～） にあたっての留意事項

次の事項（ア～ウ）に該当するものが、国庫補助協議案件と認められる。

ア) ニーズの適正な把握（整備区分「創設」「増築」の場合）

□ 整備を予定する市町の障害福祉担当課と協議し、利用者の見込量や当該市町でのサービスの不足状況について確認の上、市町の詳細を得る

□ 事業者でも独自にニーズ調査を行い、整備の必要性を明らかにする
（県担当者とのヒアリングの際に結果を提出し、国にも提出する）

※整備予定市町だけでなく、周辺の市町や障害保健福祉圏域全体のニーズを調査し、「なぜこの場所に当該サービスを整備する必要があるのか」を明確に説明できるものであること

※調査対象は、事業所利用者、保護者、相談支援事業所等、幅広であることが望ましい

※整備した場合、どの程度利用（入居）が見込めるのか

イ) 整備予定地又は改修予定建物の状況確認及び確保

☐ 宅地として転用可能な土地であること

農地を宅地に転用する場合は、農地法に定める許可が必要。宅地に転用が可能か、市町によく確認すること

☐ 都市計画法並びに建築基準法に定める住居を建てられる土地であること

市街化調整区域（都市計画法）に該当している又は接道義務（建築基準法）を満たしていない等、住居を建てることのできない土地でないかどうかを、市町によく確認すること

☐ 土砂災害危険（警戒）区域等に該当していないこと

土砂災害危険区域では施設の新築は不可。また、警戒区域での整備は、利用者の安全確保の観点から、不適切（別途説明を求める）。なお、都市計画法の一部が改正され、令和4年4月1日から施行されることとなり、災害レッドゾーン（災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域）における社会福祉施設等の新設が原則禁止となった。

☐ 賃貸物件の場合、改修予定建物に抵当権は設定されていないこと

抵当権が設定されている場合、補助整備後のサービスの提供が継続できない可能性があるため、補助の対象外となる

☐ 賃貸物件の場合、改修予定建物の整備後10年以上の賃貸契約があること

国庫補助整備後は、福祉サービスの継続的な提供が求められる。仮に10年未満で事業を廃止したり移転したりする場合には、国の承認及び補助金の返還を行う必要がある（財産処分）

ウ) 設計・見積り内容について

☐ 設計は法に定める指定基準に合致するものであること

障害者総合支援法及び児童福祉法の指定基準において、必要とされている居室面積、設備等の要件を全て満たす設計となっていることを確認すること

☐ 建築基準法・消防法等の防火・防災の基準を満たすものであること

- ・ 建築基準法…福祉用途の建物は一般の建物に比べ、高い基準の防火・防災の備えが求められる
- ・ 消 防 法…スプリンクラー、自動火災報知設備、消防機関への通報装置など施設種別・面積により設置義務のある設備が異なるため、よく確認すること

☐ 事業実施年度内（おおよそ6ヵ月間）までに工事完成可能であること

補助事業は年度内完成が原則。設計者と綿密に調整すること

【補足：グループホームの防火安全対策について】

平成25年2月に発生した長崎市の認知症高齢者グループホームの火災等を受けて消防法施行令等が一部改正され、グループホームの消防設備整備（スプリンクラー・自動火災報知設備・消防機関への通報装置）の義務要件が変更となった。

【改正の適用日】

平成30年4月1日～

【改正の内容】※一部抜粋

- ・スプリンクラーの設置義務の面積要件の撤廃
- ・全グループホームに対し自動火災報知設備設置を義務化
- ・障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるグループホームについては、自動火災報知設備と消防機関への通報装置が連動して作動するものであること

すでに設置している消防設備に関しては、各所在市町の消防本部と連携を取り、現行法の基準と合致しているかの把握に努めること。

また、現在設置義務がない場合も、今後入居者の重度化・高齢化により障害支援区分が変わることも想定されることから、積極的に整備を検討すること。

(3) ② 資金計画（８月～） にあたっての留意事項

事業者の自己負担分に融資が必要な場合は、一般の金融機関からの融資に加えて、次の融資制度を利用できる。

独立行政法人 福祉医療機構「福祉貸付事業」

貸付対象：障害者福祉施設（事業所含む）を運営する法人

※ただし独立行政法人等を除く（詳細は福祉医療機構のＨＰを参照）

融 資 額：最低金額２００万円で、算定式により算出した額

利 率：福祉医療機構が定める率

補 足：新設法人が国庫補助と福祉貸付事業を併用する場合、国庫補助と福祉貸付事業の審査は相互に連動し、融資決定の通知がない限り、国の内示は出ない。このため、国庫補助協議と併せて、福祉貸付事業の申請手続きもできるだけ早急に行うこと

H P：<http://www.wam.go.jp/hp/cat/fukusikasituke/>

社会福祉法人 石川県社会福祉協議会「石川県社会福祉事業振興資金」

貸付対象：社会福祉施設（事業所含む）を設置する社会福祉法人、公益社団（財団）法人、NPO法人

融 資 額：限度額２，０００万円

利 率：無利子

H P：<https://www.isk-shakyo.or.jp/promotion/>

(4) ③ 事業計画の確定（１２月～） にあたっての留意事項

国庫協議後の事業内容の変更（図面・見積・サービス内容の変更）は原則認められない（法人の責によらない、やむを得ないものを除く）。事業内容の変更を避けるため、次のとおり事業計画の確定を行うこと。

① 整備予定地を確保（買収又は貸与）する

国庫協議時点で買収等が完了していない場合は、“補助金の交付内定後に買収等を行う。”という条件付きでの契約や覚書の取り交わしを記した書面の提出が必要（国への参考資料とする）

② 実施設計を済ませ、建築確認申請を受ける

建築基準法令に不適合の部分がないかどうかの確認となり、国庫協議後の工事図面の変更のリスクを減らすことができる

③ 設計図と同様に、工事請負費見積書も詳細なものを用意する

建築材料の種類や数量・単価がわかる程度の詳細な見積書を用意すること。対象外となる経費を精査するため必要

※ 上記に伴い発生する費用（土地買収費、設計費、建築確認手数料等）は法人の自己負担

(5) ④ 入札案内～工事完成（工事期間中）にあたっての留意事項

- ① 入札等の手続きについては、国庫補助事業の適正な実施を担保する観点から、「社会福祉法人における契約事務の取り扱いについて（通知）」（別添資料を参照）により行うこと
- ② 入札は県から事業者への交付決定前に行ってもよいが、契約は県から事業者への交付決定後に行う必要がある（交付決定前の契約は補助対象外となる。契約を担保するような仮契約も認められません。）
- ③ 工事期間中に、施工期間の延長や、やむを得ない事情により図面変更の可能性が生じた場合は、疑義が生じた時点で必ず県（金沢市）に連絡すること

(6) ⑤ サービス提供開始とそれ以降にわたる留意事項

□ 工事完成後はすみやかにサービス提供を開始すること

完成した月の翌月を目安に、サービス提供を開始すること

□ 原則、サービスの廃止やサービス定員の減はできない

国庫補助を受けて整備する建物であり、有効な活用が求められる。定員に対して利用者が少なくなり過ぎないように、利用者の確保にも努める必要がある

老朽化が進む施設に補助を行った場合、国庫補助後数年で「老朽化のため取り壊す」といったことがないように見通しを立てた整備とすること（下記参照）

□ 補助金を活用して整備した建物の転用、譲渡、交換、貸付、取壊し、廃棄（＝財産処分）については、事前に国の承認を得る必要がある。修繕についても承認が必要となる可能性があるため、前述のような処分を検討する場合は、必ず事前に県（又は金沢市）へ相談すること

（なお、国の承認は、国の告示（※）に定める処分制限期間の終了まで必要となる）

※平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」

（７）公表について

国通知のとおり、国庫補助協議を行う施設については、県（金沢市）のホームページにおいて、設置主体（社会福祉法人等）の名称及び事業計画（施設、施設種別、定員、工事区分）について公表する。